

熊野町男女共同参画プラン（第三期）

～ 豊かな心を育むまち ～



プランの位置づけ

このプランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」及び女性活躍推進法第6条第2項に規定される「市町村推進計画」として策定するものです。プランの策定・改訂にあたっては、国の「第5次男女共同参画基本計画」、「女性の職業生活における活躍の躍進に関する基本方針」、県の「わたらしい生き方応援プランひろしま（第5次）」を踏まえると共に、「第6次熊野町総合計画」をはじめとする町の関連計画との整合性を図っています。

プランの期間

熊野町総合計画との整合性を図るため、同計画の目標年次と同一とし、本プランは、令和7（2025）年度までとします。

第6次熊野町総合計画は、令和3～令和12年度（2021～2030）です。

プランの基本目標

本プランでは、第6次熊野町総合計画を踏襲し、次を基本目標に掲げます。

「豊かな心を育むまち」

基本的な視点及び数値目標

プランの3つの基本的な視点それぞれに即して目標設定します。

(1) 男女共同参画意識の確立	現状値 (令和元年度)	令和7年度
男女共同参画及び人権尊重を目的とした講演会等の年間参加者数	486人	600人
(2) 家庭・地域における男女共同参画の推進	現状値 (令和2年度)	令和7年度
「男女共同参画」という言葉と意味を知っている人の割合	33.4%	37.0%
(3) 女性の自立支援と人権の擁護	現状値 (令和元年度)	令和7年度
審議会委員等のうち女性委員の占める割合	26.3%	30.0%

基本的な視点と施策の展開

1. 男女共同参画意識の確立《施策の方向と内容》

方向性	内容	担当課
充実を図ります。 (1) 男女平等意識の浸透を図るため、広報・啓発活動の	① 男女共同参画に関する法律・制度等や男女共同参画社会(※)の形成に向けた各団体・機関の取組等を、関係団体・機関と連携しながら町広報や講演会等の開催を通じわかりやすく周知するよう努めます。 ② 町民全体で男女共同参画社会を形成することの意義や、地域・家庭における活動の促進を重視した広報・啓発を進めます。 ③ 男女共同参画を進めるための環境整備について、住民や企業等にとってわかりやすいガイドラインを作成することを検討します。 ④ 町刊行物の制作にあたっては、人権や男女共同参画の視点を踏まえた表記を徹底します。 ⑤ 男女共同参画に関するあらゆる情報や資料の収集に努めます。 ⑥ 多様な性の生き方の理解に向けた広報・啓発を進めます。	政策企画課 生活環境課
育や啓発活動を推進します。 (2) 学校教育、生涯学習における男女平等の理念に基づいた教	乳幼児期からの学習の推進 ① 保育所(園)幼稚園において、お互いが特性を認め合い、人間として平等に接する平等教育と、そのための環境整備を進めます。 ② 保護者に男女平等教育の促進と育児環境への配慮を働きかけます。 学校教育における意識醸成と環境整備 ③ 学校教育においては、様々な場で、性別による固定的な役割分担意識が形成されないよう指導を行います。 ④ 教職員が男女共同参画及びLGBTs(※)の理念を理解し、多様な性の生き方について意識を高めることができるよう、研修等への参加を促進します。 ⑤ PTA活動における男女共同参画を推進します。 社会教育の推進 ⑥ 男女共同参画への理解を深める多様な学習機会を提供します。 ⑦ 特に、高齢者には固定的な役割分担意識が比較的強く残っている傾向があり、そのことが家事・育児・介護等に大きな影響を持つことから、各種広報媒体や高齢者の社会活動の機会等を捉え、男女共同参画意識を醸成する啓発活動に努めます。 ⑧ 国際社会の動向への理解を深めるための学習機会を充実します。 生涯学習の推進 ⑨ 多様な分野について、誰もがどこでも、また生涯のいつでも学ぶことができる環境づくりを進めます。 ⑩ 特に、妊娠・出産等を経た女性の再就職等を視野に入れ、スキルアップのための学習の機会や情報の提供の充実に努めます。 ⑪ 男女共同参画社会及び人権尊重をコンセプトにした学習講座を開催します。 進路・就職指導の充実 ⑫ 小・中学校におけるキャリア教育の充実を図ります。	教育総務課 子育て支援課 生活環境課

2. 家庭・地域における男女共同参画の推進《施策の方向と内容》

方向性	内 容	担当課
いる男女共同責任と参画についての意識啓発に努めます。 (1) 家庭や地域活動における	① 仕事と家庭の両立に関する意識啓発や、男女の働き方の見直しを進めるための意識啓発を推進します。 ② 家庭内における性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。 ③ 男性の家事・育児・介護の技術習得・向上に向けた教室等の開催に努めます。 ④ 地域社会における各種ボランティア活動、消費者活動、環境保全活動、防災活動、まちづくり活動、自治会活動等において、誰もが参加しやすい条件を整え、性別によって取り組みが偏ることなく、あらゆる活動が「地域全体」で進められるよう働きかけます。	教育総務課 産業観光課 生活環境課 高齢者支援課 防災安全課 子育て支援課
成を支援し、女性の自主的活動の活性化や参加機会の充実を図ります。 (2) 女性リーダーや女性団体の育	① 男女共同参画社会の形成に向けて自主的・主体的な活動をする団体等に対する支援に努めます。 ② 町民の国際交流活動や平和活動への支援に努めます。 ③ 個人情報保護に留意しながら女性の人材に関する情報の収集・提供に努めます。	教育総務課 生活環境課

3. 女性の自立支援と人権の擁護《施策の方向と内容》

方向性	内 容	担当課
啓発に努めます。 (1) 「男女雇用機会均等法」の浸透や女性の職場環境の充実などの	① あらゆる機会を通じて、企業や各種機関・団体等に企画・立案や方針決定の場や指導的立場への女性の登用について協力を要請すると共に、社会的機運の醸成を図ります。 ② 特に事業主を対象として、男女雇用機会均等法等の関係法令や制度の周知に努めます。 ③ 性別の偏りがない登用を図るため、幅広い職務経験機会の付与や教育訓練の実施など積極的改善措置（ポジティブ・アクション）に関する情報提供や啓発に努めます。 ④ 就職・昇進・賃金などにおいて、性別による格差が発生しないよう、啓発に努めます。 ⑤ 労働基準法や男女雇用機会均等法に基づく女性労働者の母性保護及び母性健康管理について、関係機関と連携しながら周知徹底に努めます。 ⑥ 出産・育児等の理由で退職した女性の再就職を支援するため、再就職セミナー等の周知をはじめとして、就業に関する相談・情報提供などの充実を図ります。 ⑦ 女性の再就職の機会確保のため、事業主に対する再雇用制度の普及・啓発を行うと共に、その活用を促進します。 ⑧ パートタイム労働者等の非正規雇用労働者の処遇改善について、周知・啓発します。 ⑨ フレックスタイム制の導入や長時間労働の削減等、働き方の見直しについて啓発します。 ⑩ 仕事と家庭生活のバランスを図れるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（※）の実現に向けた働き方（テレワーク等）について啓発します。 ⑪ 女性の起業や経営活動への参画に向けた取組を支援します。 ⑫ 女性が家族従業者として果たしている役割が正当に評価されるよう啓発に努めます。 ⑬ 家族経営協定の普及に努めます。 ⑭ 仕事と育児の両立支援に積極的な事務所（均等推進企業、ファミリーフレンドリー企業）について、イメージアップの支援を行うなどの奨励方法を検討します。	総務課 産業観光課 子育て支援課 生活環境課

方向性	内 容	担当課
材登用に努めます。 員について適正な人 材配置や積極的な人 材登用に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ① 町職員への男女のバランスのとれた採用に努めます。 ② 女性の職域の拡大、能力開発、管理職への積極的な登用に努めます。 	総務課
画を拡充・促進します。 方針決定の場への女性の参 多様な分野における政策・ 審議会や協議会など、	<ul style="list-style-type: none"> ① 審議会等委員選出の対象となりやすい民間団体に、女性の役員職への登用を働きかけます。 ② 幅広く、多角的な視点からの意見を集約し、政策・方針決定などに反映させるため、委員の構成割合に、性別による偏りが発生しないように努めます。 ③ 防災・減災、災害復興体制の整備に当たっては、熊野町防災・減災まちづくり条例に基づき、全ての町民、事業者等が協働して災害に強いまちづくりを推進していきます。 	全課
を充実します。 護の固定的な分担意識の払拭などの啓発 を充実します。	<ul style="list-style-type: none"> ① 育児休業制度・介護休業制度の周知を図ると共に、制度を利用しやすい環境づくりについて協力を求めています。 ② 特別保育事業・一時保育事業・病後児保育事業・特定保育事業・障害児保育事業等の保育サービス及び放課後児童クラブ等の児童福祉サービスを提供するほか、保育の質の向上、施設設備、幼児教育の充実に努めます。 ③ ファミリーサポートセンター事業や子育て支援センター事業でくまの・こども夢プラザを利用し、ベビープログラムなどの事業を通じて地域で子育てができるよう地域のニーズを把握し、支援の拡充に努めます。 ④ ひとり親家庭等への経済的支援を推進し、また地域の住民団体による支援を促進するなど、保護者が安心して就労できる環境づくりに努めます。 ⑤ ひとり親家庭の保護者の職業能力の開発支援に努めます。 ⑥ 介護保険の有効活用を促進するため、情報発信の充実に努めます。 ⑦ 地域に応じた介護サービス基盤の確保、及び相談体制の強化に取り組みます。 ⑧ 「くまの版ネウボラ」(※)を推進し、妊娠から出産、子育ての切れ目のない支援を行います。 	産業観光課 健康推進課 高齢者支援課 子育て支援課
し、人権擁護に努めます。 て、関係機関と連携しながら対策を強化 ル・ハラスメントの発生防止と根絶に向け ル・ハラスメントに対する暴力やセクシヤ	<ul style="list-style-type: none"> ① パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）(※)、セクシャル・ハラスメント等あらゆる暴力の根絶に向け、関係法令等の周知徹底と意識啓発を推進します。 ② 暴力を助長する恐れのある内容の広告物や図書等の排除など、有害環境の浄化活動を推進します。 ③ 女性を対象とした性犯罪を防止するため、地域における防犯活動や啓発推進に取り組めます。 ④ 道路・建物・公園等、都市基盤の整備にあたっては、犯罪の起きにくい構造・設備となるよう配慮します。 ⑤ 性別に関わらず、悩みを安心して相談できる窓口の設置や、広島県子ども家庭センター・広島県立婦人相談所等の周知に努めます。 ⑥ DV防止対策関係機関連絡会議を設置し、県・関係団体と連携して、被害者に対する迅速な支援・救済に努めます。 ⑦ 障害者虐待防止ネットワーク会議、高齢者虐待防止ネットワーク会議及び児童虐待防止ネットワーク会議の設置や、虐待防止に関する啓発活動を行います。 	建設課 都市整備課 社会福祉課 高齢者支援課 子育て支援課 防災安全課 教育総務課 生活環境課

熊野町

熊野町男女共同参画プラン（第三期）

～ 豊かなこころを育むまち ～ 概要版

※本文は、熊野町ホームページに掲載しています。

発行：広島県熊野町住民生活部生活環境課

〒731-4292 広島県安芸郡熊野町中溝一丁目1番1号

TEL (082) 820-5606 FAX (082) 854-8009

URL <http://www.town.kumano.hiroshima.jp/>